

現場代理人及び主任技術者等の兼務に係る取扱いについて

現場代理人及び主任技術者等の兼務に係る当面の取扱い（令和 8 年 4 月 1 日現在）については、次のとおりです。

なお、本取扱いは、令和 8 年 4 月 1 日以降に入札公告または入札通知若しくは見積依頼通知を行う工事及び令和 8 年 4 月 1 日の前に契約を締結し令和 8 年 4 月 1 日以後もなお契約が継続している工事について適用します。

I 現場代理人及び主任技術者等の兼務について

(1) 複数工事での現場代理人及び主任技術者の兼務要件（監理技術者は適用しない）

		先工事	
		現場代理人	主任技術者
後工事	現場代理人	※1	※3
	主任技術者	※3	※2

※1 現場代理人の常駐義務緩和要件（工事請負契約約款第 10 条第 3 項に基づく緩和）

次の全ての要件を満たし、双方の発注者が認めた場合は、2 件の工事間で現場代理人の兼務が可能。

- ①公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間発注者）が発注する 2 件の工事
・重要な工事とは、建設業法施行令第 27 条第 1 項各号に該当する工事
- ②個々の工事の請負代金額が 4,500 万円未満（建築一式 9,000 万円未満）
- ③兼務する工事現場が中央市内又は相互の間隔(最も近い地点間の直線距離)が 1 0 km 程度以下

※2 専任の主任技術者の兼務が可能な取扱い（建設業法第 26 条第 3 項の政令で定める重要な建設工事）（建設業法施行令第 27 条第 2 項からの判断）

次の全ての要件を満たし、双方の発注者が認めた場合は、2 件の工事間で主任技術者の兼務が可能。

- ①公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間発注者）が発注する 2 件の工事
・重要な工事とは、建設業法施行令第 27 条第 1 項各号に該当する工事
- ②工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事
- ③兼務する工事現場が中央市内又は相互の間隔(最も近い地点間の直線距離)が 1 0 km 程度以下

※3 現場代理人を他工事の主任技術者と兼務する場合の要件（非専任の技術者の場合）

次の全ての要件を満たし、双方の発注者が認めた場合は、2 件の工事間で現場代理人と主任技術者の複数の役割を兼務することが可能。

- ①公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工

事を発注する機関（国・県・市町村・民間発注者）が発注する2件の工事

- ・重要な工事とは、建設業法施行令第27条第1項各号に該当する工事
- ②個々の工事の請負金額が4,500万円未満（建築一式9,000万円未満）
- ③兼務する工事現場が中央市内又は相互の間隔(最も近い地点間の直線距離)が10km程度以下

（2）複数の工事を一つの工事としてみなせる場合の取扱い（監理技術者も適用）

次の全ての要件を満たすとき、現場代理人及び主任技術者等の兼務が可能。

- ①公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関（国・県・市町村・民間発注者）が発注する工事
 - ・重要な工事とは、建設業法施行令第27条第1項各号に該当する工事
- ②施工範囲及び契約工期が重なり、工作物に一体性若しくは連続性が認められ、後発注工事の請負契約が随意契約により締結されている場合

（参考）

～監理技術者制度運用マニュアル 三（2）抜粋～

同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。

II 兼務する際の注意事項

現場代理人や主任技術者等を兼務する場合には、兼務する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないことその他、次の事項にご注意ください。

なお、1は現場代理人、2及び3は主任技術者等、4は現場代理人及び主任技術者等に関連する注意事項である。

1 現場代理人の常駐義務を緩和（兼務等）する際の注意事項

- ①現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること
- ②現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理に当たること
- ③現場代理人が工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理（安全ミーティング、KY活動等）及び施工に関する責任者を配置し、安全管理の徹底を図り、住民対応等に配慮すること
- ④現場代理人が工事現場を離れる際には、監督員と連絡が取れる体制を構築し、緊急時には、現場に急行できること。

2 「一体性若しくは連続性が認められる工事」とは、次の事例が考えられます。

- ①同一路線や同一河川で実施する工事
- ②同一区画整理地や同一市営公園内で実施する造成工事、道路構築工事、上下水道工事
- ③同時に複数個所で交通規制を行なうような複数工事
- ④その他、特別な事情がある場合

3 「施工にあたり相互に調整を要する工事」とは、次のような事例が考えられます。

- ①資材の調達を一括で行う場合
- ②工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合
- ③工程調整や安全確保のための調整を要する工事
- ④土量配分計画の調整を要する工事
- ⑤その他、特別な事情がある工事

4 「現場相互の間隔が10km程度以下」の10kmとは、現場間の「直線距離」を示します。

河川の右岸と左岸の工事場所などで、自動車等での移動距離が10km以上の場合であっても、直線距離で10km程度以下かどうかで判断します。

5 上記要件を満たしていても、現場の施工管理上、発注者が兼務を認めない場合もありますのでご注意ください。発注者が認めない場合の事例として、

- ①施工時のプロセスチェックや段階確認等で、発注者から指導や助言なしでは工事を履行できない
- ②事故が発生した現場
- ③虚偽報告や不正行為などが発覚した場合
- ④施工時のプロセスチェック等で現場代理人や技術者に過度の負担が見受けられる場合
- ⑤本取扱いで示した要件を満たしていても、中央市以外の発注者が独自の規定を定めており、双方発注者の要件を満たすことが出来ない場合

Ⅲ 手続き方法

手続き書類、手続き方法は次のとおりです。

1 手続きに必要な書類

- ①現場代理人及び主任技術者等 兼務申請書
- ②兼務承認様式（兼務相手工事内容を記載）
- ③現場代理人及び主任技術者等 兼務申請に対する回答書

2 手続き方法（別添参考）

●手順1 兼務希望業者から兼務申請

後発工事の公告（または入札通知若しくは見積り通知）がなされ、先発工事受注者が兼務配置を希望する場合は、後発工事の公告等に示された「設計図書の内容に関する質問提出期限」までに、双方の発注者（監督員等）（中央市の場合は管財課入札契約担当）に「①現場代理人及び主任技術者等 兼務申請書」に「②兼務承認様式」を添付し、協議、兼務申請をしてください（必要に応じ、公告等資料・工事請負契約書写し・図面などの資料を添付し、先発工事発注者→後発工事発注者の順に兼務申請してください）。

また、後発工事が随意契約等のため手続き期間が短い場合は、兼務希望業者は直ちに兼務申請してください。

↓

●手順2 先発工事発注者と後発工事発注者間で協議

後発工事発注者（監督員等）（中央市の場合は管財課入札契約担当）から、先発工事発注者（監督員等）（中央市の場合は管財課入札契約担当）へ連絡をとり、双方の発注者間で兼務の可否について協議してください。

特に後発工事が随意契約等のため手続き期間が短い場合は、直ちに協議してください。

↓

●手順3 発注者から兼務申請に対する回答

後発工事発注者（監督員等）（中央市の場合は管財課入札契約担当）は、後発工事の入札書受付の前日までに、兼務希望業者に対して兼務の可否についての結果を伝達してください。

また、双方の発注者（監督員等）（中央市の場合は管財課入札契約担当）は、後発工事の契約締結までに「③現場代理人及び主任技術者等 兼務申請に対する回答書」を交付し、協議結果を回答してください。

（以下、兼務希望業者が後発工事の落札者となり、兼務配置を行なう場合）

双方工事の発注者（監督員等）（中央市の場合は管財課入札契約担当）は、一連の手続き書類（添付書類も含む）を、契約関係書類に綴って保管してください。

↓

●手順4 兼務配置受注者から先発工事発注者への関係書類提出

兼務配置を行なうことになった受注者は、後発工事の契約締結後、先発工事発注者（監督員等）

(中央市の場合は管財課入札契約担当)に、後発工事の「現場代理人及び技術者通知書の写し」と「工事請負契約書の写し」を提出してください。

この手続きを行わない場合は、先発工事発注者が兼務状況の実態を把握できません。よって、必ず提出をしてください。

※同日公告等でいずれが先発工事又は後発工事となるか判断しがたい場合は、兼務希望業者自らが先発工事又は後発工事の別を決定し、上記の手順により兼務申請を行ってください。